



# 安芸高田 消防

安芸高田市消防本部・安芸高田消防署  
TEL 42-0931 FAX 47-1191  
http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/119/



## 消防署や消防職員を名乗る不審な電話に注意!!

消火器・住宅用火災警報器等の悪徳商法や、電話で個人情報聞き出そうとする事案が多発しています。

例1

高齢女性宅に「こちらは〇〇消防署です。11月初旬に消防署から防災グッズを送りますので、住所を教えてください。」と電話があり、女性はその場で答えたが、後に不審に思い市役所へ電話相談した。



例2

高齢女性宅に「こちらは〇〇消防署です。災害時に救助するために家族構成を教えてください。」と男性からの電話があったが、電話を受けた女性は不審に思って電話を切り、消防署へ相談した。

- ・消防署や市役所職員が調査のために住所や家族構成に関する電話をしたり消火器や住宅用火災警報器などの点検、販売を行うことはありません。また、お知らせなく一方的に防災用品を送付することはありません。
- ・消防職員が訪問する場合は必ず名札及び消防手帳を携帯しておりますので、不審と思われたら提示を要求し確認してください。※住宅用火災警報器の設置調査を毎年行っていますのでご協力をお願いします。
- ・不審な訪問や電話があった場合は安芸高田市消防本部にお知らせください。

## 9月9日は「救急の日」

消防庁では、救急業務及び救急医療に対する国民の皆さんの正しい理解と認識を深めてもらうため、毎年9月9日を「救急の日」としています。この日を機会に、実は身近な「救急」について考えてみませんか？

### こんな理由で救急車を使わないで!

- ☑ 優先的に診てもらえる
- ☑ どの病院に行けばいいかわからない
- ☑ 夜間・休日の診察時間外だった
- ☑ 救急車は無料だから

救急車は地域の限られた救急資源

その119番  
本当に  
緊急ですか?



消防署では、いざというときのために身につけていただきたい応急手当の定期講習を毎月第3日曜日に開催しています。

〈申込・お問い合わせ〉  
警防課救急係 ☎42-3952

## 住宅用火災警報器交換のすすめ

10年たったら、とりかえろ。  
お宅の火災警報器の話です。



住宅用火災警報器の交換は10年を目安に。

住宅用火災報知器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

### 設置時期を調べるには



火災報知器を設置したときに記入した「設置年月」、または本体に記載されている「製造年」を確認してください。



# 安芸高田 警察

安芸高田警察署 ☎47-0110  
市役所危機管理課 ☎42-5625



広島県警察では、平成32年(2020年)までに特殊詐欺の年間被害額を5億円以下とすること、交通死亡事故者数を年間75人以下とすることを目指します。

めざせ!日本一安全・安心な広島県の実現 『アンダー80作戦』~2020年に向けて~

## 減らそう犯罪 自分は大丈夫とおもっていませんか?

広島県内では5月末現在、被害件数185件、被害額4億1245万円と特殊詐欺の被害が前年に比べ増加しています。(安芸高田市内の被害は、6月末現在ありません。) 県内では、色々な手口の不審電話が多数架かってきており、中でも還付金詐欺では、振り込んだり、振り込もうとした事案が多数発生しております。

### 被害にあわないためのポイント

- ①銀行等のATM機で還付金の手続きを行うことはありません。
- ②「今日が期限!」は、詐欺と思ひましょう。
- ③「現金送れ」は、すべて詐欺。
- ④怪しいと思ったら、ひとりで悩まず、警察又は市役所へ相談を!



## なくそう交通事故

### 管内交通事故の特徴

- ・ 出会頭衝突2件・追突事故1件
- ・ 車両単独1件・人対車両1件

### 疲れていませんか?

暑さからくる夏バテによる体調不良・睡眠不足等で運転時の注意力が散漫になっていませんか? 睡眠時間や水分補給を十分にとり体調を整えて運転しましょう!

### 安芸高田警察署メルマガ

身近な犯罪情報などをタイムリーに配信しています(右のQRコードから登録できます)



# 空き家

関連情報コーナー

〈お問い合わせ〉  
住宅政策課 ☎47-1202

## 空き家の適正管理

空き家の適正な管理が行われておらず、台風等で屋根やその他の附属物が飛び、隣家に被害を与えることを想定することができます。このような場合、民法により、不意に損害賠償責任を負ってしまう可能性があります。空き家の管理は物件所有者が行うことです。空き家の老朽化が進めば、このような事態が発生する可能性は大いにあります。このような事態の発生を未然に防ぐこと、近隣とのトラブルの発生を未然に防ぐことも含めて、今一度管理方法について考えられてみてはいかがでしょうか。

※「空き家を売りたい・貸したい」  
管理や活用など、気軽にご相談ください。

- ※空き家等とは  
「建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む)」をいう。
- ※特定空き家等とは
- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③適切な管理が行われないうちに著しく景観を損なっている状態
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

### ★H29年度空き家バンク登録・成立状況(累計)

区分	6月末	7月末	H28年度まで
HP登録件数	53件	53件	
新規登録件数	19件	25件	
成立件数	8件	15件	103件
空き家利用希望者数	165人	173人	